

2. 就労の正常化

(1) 求人事業所の登録

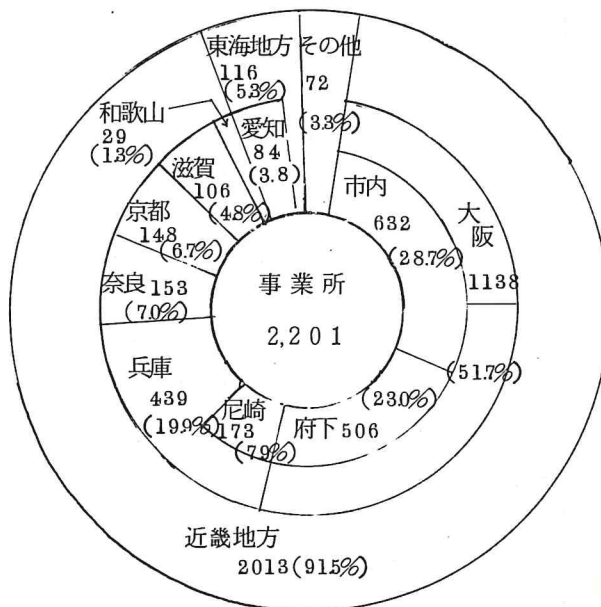
昭和51年10月「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」施行に伴って同年11月より実施された当センター登録制も、昭和60年3月31日現在で2,201事業所の登録をみるに至った。そのうち廃業その他による登録抹消163事業所を除いた有効登録事業所数は2,038事業所である。なお昭和59年度における新規登録事業所数は114で、ほぼ前年度なみとなっている。

業種別にみると、建設業は1,854事業所(91.0%)で、そのうち製造・運輸・その他を兼業している事業所は56となっている。製造等は132(6.5%)、運輸業は43(2.1%)、運輸・製造双方を営む事業所2(0.1%)、その他7(0.3%)となっている。

センター登録事業所の推移

年度	新規登録事業所数	登録抹消事業所数	年度末現在有効登録事業所数
51	370	6	364
52	537	30	871
53	323	16	1,178
54	277	14	1,441
55	217	7	1,651
56	123	0	1,774
57	128	26	1,876
58	112	52	1,936
59	114	12	2,038
計	2,201	163	

登録事業所府県別割合



大阪府下地域別センター登録事業所の状況（昭和60年3月31日現在）

（大阪府下市町村1,138事業所分布図） ○内……………登録事業所数



登録事業所（累計・有効）地域分布

（昭和60年3月31日現在）

地域		登録事業所数（累計）		登録抹消	有効登録事業所数	
		事業所数	割合（%）	事業所数	事業所数	割合（%）
近畿地方	大 阪	1,138	51.7	75	1,063	52.2
	市内	632	28.7	42	589	28.9
	府下	506	23.0	33	474	23.3
	兵 庫	439	19.9	30	409	20.1
	内尼崎	173	7.9	9	164	8.0
	奈 良	153	7.0	9	144	7.1
	内奈良市	32	1.5	1	31	1.5
	京 都	148	6.7	13	134	6.6
	内京都市	83	3.8	11	70	3.4
	滋 賀	106	4.8	20	87	4.3
	内大津市	38	1.7	6	33	1.6
	和 歌 山	29	1.3	2	27	1.3
	（小 計）	2,013	91.5	149	1,864	91.5
	中 国 地 方	20	0.9	1	19	0.9
	四 国 地 方	3	0.1	0	3	0.1
九 州 地 方	1	0.05	0	1	0.05	
東 海 地 方	116	5.3	8	108	5.3	
内愛知県	84	3.8	6	78	3.8	
甲 信 越 地 方	8	0.4	2	6	0.3	
北 陸 地 方	28	1.3	2	26	1.3	
関 東 地 方	12	0.5	1	11	0.5	
（ 合 計 ）	2,201	100.0	163	2,038	100.0	

（注）住所変更の関係で、有効登録事業所数に登録抹消事業数を加えたものが累計に一致しない地域がある。

- 登録抹消は、廃業、倒産、求人とりやめ、法令違反、二重登録（ダブリ）他にもとづく。

(2) 就労正常化促進特別指導

あいりん労働福祉センター寄場での早朝時の就労あっせんの正常化をはかるために、昭和52年度より特別に毎月平均2回就労正常化促進特別指導日を設定し、事業所登録及びプラカードの掲示等の指導にあたっている。

昭和59年度は16回実施し、延1,528の事業所を指導した。なお59年度も前年度に引き続き、公共工事の端境期、梅雨などで、求人が落ちこんだ時期（6月～7月）に路上求人指導日を特別に設定し、府労働部と共同でセンター寄場外を含めて早朝求人の調査と指導の強化をはかった。

昭和59年6月、7月の就労正常化促進特別指導日の3日間にわたり、労働者の就労状況を把握するため、寄場内及びその周辺で81人の労働者に対して面接によるアンケート調査を行った。

(3) 無届求人指導

就労正常化のためのもうひとつの取り組みとして「無届求人特別指導日」（毎週水曜日11時～12時）を設定し、特別チームを編成し、昼間の主に期間雇用の業者に対して、寄場内での指導を行っている。

昭和59年度は50回実施し、延1,069事業所を指導した。

昭和59年度就労正常化促進特別指導日調査表

調 査 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計	前 年 度			
調 査 回 数	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	16	23			
求 人 車 両 数	183	90	135	214	116	94	102	146	137	135	115	331	1,798	1,966			
不 明 車 数	3	0	7	1	11	1	1	2	5	4	0	10	35	42			
求 人 事 業 所 数	162	84	114	179	93	87	93	127	101	113	98	277	1,528	100%	1,821	100%	
登 録	149	69	111	171	86	81	89	116	94	104	91	270	1,431	93.7	1,671	91.8	
未 登 録	13	15	3	8	7	6	4	11	7	9	7	7	97	6.3	150	8.2	
プ 掲 ラ カ ー ド 示	有 効	9	0	2	9	15	18	22	9	14	14	15	94	221	14.5	199	10.9
	期 限 切	10	0	3	9	4	7	10	24	15	15	19	9	125	8.2	106	5.8
	私 製	12	5	7	26	19	42	27	34	33	36	19	90	350	22.9	260	14.3
	無 掲 示	131	79	102	135	55	20	34	60	39	48	45	84	832	54.4	1,256	69.0
指 導	登 録	11	9	3	2	6	5	3	8	3	6	6	6	68		112	
	プ ラ カ ー ド 書 換	6	2	21	72	31	41	38	35	45	67	41	132	531		165	

昭和59年度センター寄場無届求人指導日調査表 (毎週水曜日AM11~12時)

調 査 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計	前 年 度			
調 査 回 数	4	5	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	50	51			
求 人 車 両 数	33	14	10	53	83	129	127	168	85	105	176	177	1,160	1,003			
不 明 車 数	2	3	1	1	2	3	3	2	8	5	1	6	37	27			
求 人 事 業 所 数	30	11	9	49	77	119	117	157	74	96	170	160	1,069	100%	941	100%	
登 録	30	10	9	49	76	115	110	152	68	93	168	155	1,035	96.8	892	94.8	
未 登 録	0	1	0	0	1	4	7	5	6	3	2	5	34	3.2	49	5.2	
プ 掲 ラ カ ー ド 示	有 効	6	0	1	12	29	69	67	103	37	55	109	129	617	57.7	441	46.9
	期 限 切	4	0	0	6	9	8	11	18	11	17	22	2	108	10.1	80	8.5
	私 製	5	0	3	8	20	29	28	26	17	14	26	19	195	18.3	205	21.8
	無 掲 示	15	11	5	23	19	13	11	10	9	10	13	10	149	13.9	215	22.8
指 導	登 録	0	1	0	0	1	4	7	4	6	2	2	5	32		45	
	プ ラ カ ー ド 書 換	13	0	1	25	86	84	88	92	27	41	88	100	645		406	

就労正常化特別指導求人事業所の内訳

		59年度		前年度		
事業所数(延)		1,528		1,821		
事業所登録状況	現金求人	登録	1,158	100.0%	1,409	100.0%
		未登録	42	3.6	84	6.0
	期間求人	登録	370	100.0%	412	100.0%
		未登録	315	85.1	346	84.0
プラカード掲示状況	現金求人	登録	1,158	100.0%	1,409	100.0%
		プラカード掲示	244	21.1	206	14.6
		私製・無掲示	914	78.9	1,203	85.4
	期間求人	登録	370	100.0%	412	100.0%
		プラカード掲示	102	27.6	99	24.0
		私製・無掲示	268	72.4	313	76.0

就労状況アンケート調査結果表

○先月(6月又は7月)は何日くらい働いたか。

0～5日 23.4%	6～10日 24.7%	11～15日 30.9%	16～20日 14.8%	21日以上 6.2%
---------------	----------------	-----------------	-----------------	---------------

○決まったところへ働きに行っているか？

決まったところへ行っている 44.4%	あちこち仕事に行っている 55.6%
------------------------	-----------------------

○朝、何時頃におきてくるのか？

4時まで 3.7%	4時半まで 27.2%	5時まで 54.3%	5時半まで 9.9%	5時半以降 4.9%
--------------	----------------	---------------	---------------	---------------

○雇用保険の手帳を持っているか？

手帳あり 65.4%	手帳なし 34.6%
---------------	---------------

○仕事にアブレた時はどうしているか？

アブレ手当で(雇用保険) 43.5%	たくわえで 29.3%	借金して 12.0%	その他 15.2%
-----------------------	----------------	---------------	--------------

(4) 一般事業所指導

未登録事業所に対する登録指導、求人事業所に対する求人方法や賃金・社会保険等に関する労働条件、宿舍等について、訪問、面接、電話等によって昭和59年度は2,780件を指導した。

(5) 求人開拓

梅雨期、年末の求人減の対策も含め雇用を確保するため、あいりん地区利用求人事業所に対し、求人の開拓、雇用の勧奨に努めている。昭和59年度は文書1,608件、電話1,170件、訪問等462件、合計3,240件の求人開拓勧奨を行った。

(6) 事業所訪問

昭和59年度も主にセンター公開求人ので円滑化をはかるため、窓口紹介を利用している事業所を対象に63事業所を訪問し、調査した。

特に労働者の定着について、宿舍・食事内容・労働条件の改善等に力を入れて指導した。

(7) 事業主懇談会

センターの事業に対する理解と協力を要請するとともに、求人活動の円滑化をはかるため、毎年事業主懇談会を開催している。

昭和59年度は6月22日事業主懇談会を開き、37事業所41名の参加をえた。

大阪労働基準局、雇用促進事業団、大阪府労働部職業対策課、あいりん労働公共職業安定所等関係機関の協力をえて、雇用保険の法改正、建設労働者の雇用改善、最近の雇用の動きと求人活動等について懇談が行なわれた。

(8) 求人事業所

昭和59年度中に求人申込を行った事業所は、977であった。このうち、現金求人みの事業所は318、現金・期間共に求人した事業所は225、期間求人みの事業所は434である。従って、現金求人申込事業所は543、期間求人申込事業所は659となる。

期間求人みの事業所434のうち、求人方法として窓口紹介のみを利用した事業所は255（全体の26.1%）であった。

また、求人事業所977のうち、未登録は153（15.7%）であり、現金求人申込事業所543については、その21%にあたる114が未登録であった。

求人事業所の状況

（昭和59年度）

求人形態	日雇（現金）		日雇（現金）と期間・一般			
	相 対	相 対	相・窓	相 対	相・窓	窓 口
事業所数		77 (5)	148	140 (39)	39	255
	318 (109)	225 (5)		434 (39)		

〔注〕 ①（ ）内は未登録事業所数である。

②相・窓は、求人方法として相対方式と窓口紹介を共に利用したものの。

事業所関係求人开拓勸奨・指導状況（昭和59年度）

項目 月	事業所登録				求人事業所				事業所訪問	求人开拓勸奨				事業所指導							備考	
	新規登録	登録累計	登録抹消	登録有効数	日 雇	日雇・ 期間	期間・ 一般	計		訪問 面接	電 話	文 書	計	一般指導			就労正常化		無届指導			計
														訪問 面接	電 話	文 書	実施 回数	事業 所数	実施 回数	事業 所数		
4	4	2,091	0	1,940	208	58	197	463	10	26	235	0	261	50	72	6	2	162	4	30	320	
5	5	2,096	3	1,942	181	26	166	373	9	35	376	0	411	65	95	3	1	84	5	11	258	
6	9	2,105	1	1,950	167	35	140	342	6	29	438	805	1,272	64	406	5	2	114	4	9	598	求人开拓勸奨文(梅雨時) 8.0.5事業所へ発送
7	8	2,113	2	1,956	169	57	199	425	6	46	120	0	166	95	162	2	2	179	4	49	487	
8	7	2,120	1	1,962	211	76	178	465	0	24	0	0	24	170	100	4	1	93	5	77	444	
9	11	2,131	1	1,972	181	81	219	481	0	29	0	0	29	91	76	5	1	87	4	119	378	
10	11	2,142	0	1,983	192	76	253	521	6	45	0	103	148	98	106	0	1	93	4	117	414	高齢者雇用促進勸奨文 10.3事業所へ発送
11	12	2,154	0	1,995	214	84	241	539	6	44	0	0	44	95	75	3	1	127	4	157	457	
12	9	2,163	2	2,002	228	69	162	459	3	21	0	700	721	35	68	4	1	101	4	74	282	求人开拓勸奨文(年末年始) 7.0.0事業所へ発送
1	11	2,174	1	2,012	201	65	188	454	2	42	1	0	43	91	95	9	1	113	4	96	404	
2	12	2,186	0	2,024	215	82	204	501	6	59	0	0	59	133	146	12	1	98	4	170	559	
3	15	2,201	1	2,038	217	99	261	577	9	62	0	0	62	134	200	5	2	277	4	160	776	
合計	114		12		318	225	434	977	63	462	1,170	1,608	3,240	1,121	1,601	58	16	1,528	50	1,069	5,377	

Ⅲ 労働災害に関する相談と休業補償給付の立替貸付事業

労働者が業務上災害による傷病のため休業を要するときは、通常労働者災害補償保険法によって生活を維持することになる。しかし制度や手続き上補償費の給付までに日を要するため、日雇労働者にとっては深刻な問題が残る。

そのため、センターでは広く労働災害についての相談を受ける中で休業補償費の立替について特別に制度を設けている。

現行立替台帳制度発足（昭和43年）から、昭和59年度末までの被立替者数は9,460名に達した。

この事業は資金面での大阪府の援助、手続き・指導面での大阪労働基準局ならびに近畿各府県の労働基準局、労働基準監督署の協力を負うところが大きい。

昭和43年度末に大阪の各労基署から承認された「受任者払い」は今年度あらたに西脇（兵庫）、上田（長野）両労基署の承認を受け、計2府5県33労基署となった。

なお立替に至らないケースについても相談内容は深刻なものがあり、相談記録に留めたもののうち、事業所との話し合いの中で合意が得られたり、労基署へ依頼するなどして処理したケースは今年度244件であった。

1. 労働災害に関する相談

(1) 手続き相談

療養補償（7号）、休業補償（8号）、障害補償（10号）など各種労災補償給付請求についての相談である。療養補償請求のうち休業補償立替中に必要の生じた装具（コルセットなど）代についてはセンターで手続きを行っている。立替労働者以外の休業補償請求については請求書用紙の交付や手続きの説明、事業所ならびに労基署への問合せなどである。

障害補償については、主に立替労働者の「治ゆ」後請求に協力しているが、昭和58年度から件数が急激に増加している点に特徴があらわれている。

(2) 事故相談

労働災害の「現認」をめぐる発生するトラブルはあとをたゞない。期間雇用で遠隔地へ就労し負傷した場合、とりあえず地元の医療機関で手当を受けたあと、労災の手続き未了のまま帰阪するケースが多い。

現場では軽症と判断していたものが、帰阪後の精密診断で「骨折」などと判明すると、本人が出向けない場合も多いので、現認書（様式5号）の発行を得ることが容易でなくなる。その他、困難なケースとして

「災害時の目撃者がいない」

「現場で報告を受けていない」

「事務所の連絡先が分らない」などがある。

また、災害は認めても労災手続きを放置し、しばらく飯場に寄宿させるだけでウヤムヤにするケースや、示談に応じたあと症状が悪化して途方にくれるケース（労働者）などの相談もよくもちこまれる。労災手続きと、一定の立替に応じながら正規の補償費との差額を精算しない悪質な事業所も若干ではあるが相談の中であらわれている。

相談の解決をはかる中で「立替」には至らなくても、事業主が本人に対する補償費をセンターに送金したり、預託したりするケースもある。

労働基準法では、労働災害の事業所責任を明確に規定している。しかし事故の公然化を嫌う元請企業の圧力や、そのシワ寄せを避けようとする直接雇用者（末端下請）の立場が手続き、補償の入口でしばしば障害をつくっている。

センターとしては、労働基準法に基づき事業所の責任と協力を訴えているが、果せない場合には「本人請求」の原則にたつて労働基準監督署へ申告するよう説

明している。

しかし本人が諦めたり、解決が長びくうちに生活の必要に追われて、民生保護に依存するケースなど安易な「示談」も含めて適用されるべき法の保護に至らないケースも決して少なくない。

一方、事業所からも労災手続きについての問合せや、明らかに不正と思われる補償要求に悩んでいるケースなどの相談がある。補償要求の根拠が薄弱にもかゝらず下請の弱い立場を見越して、元請企業に難題をもちこむ。その結果、下請を苦境においこんで法外な補償をとるいわゆる「タカリ」グループの存在などである。

2. 休業補償給付の立替貸付

負傷した労働者から休業期間中の生活について相談があれば、その都度関係事業所へ協力を依頼することになる。事情を納得して立替に応じる事業所もあるが、多くはそこまでいかない。事業所の意向としては、

「1日しか雇っていないのに立替の面倒までみられない、その義務もない。」

「資金の余裕がない。」

「以前に立替えたこともあるが、休業が長びくと手続きなど手間がかゝる。」

元請事業所の場合はほとんど「下請にまかせてある。」という態度である。

こういった実情からセンターでは所定の手続きを経たのち休業補償の範囲内で立替貸付を行っている。

立替の日額は昭和54年度以降3,000円のまゝであったが本年度12月より休業補償費の額に応じて4,000円と3,000円の2コースを設定した。

昭和59年度の新規貸付人員は388名で、前年度からの継続分を加えた立替人員は499名である。これは前年に比べて新規立替人員で36名(8%)、実人員で142名(22%)の減少である。

昭和58年度から2年連続の減少は顕著な傾向である。特に立替人員の大幅な減少は従来に比べ、個々の休業期間が短くなった結果、前年度からの継続者が半減したことによる。

災害予防の努力が労災事故そのものの減少をもたらしている部門もあるが、上記減少傾向の主な理由としては次のようなものが考えられる。

- ① 不況下において工事の受注に影響する「労災」を避けるため企業の直接補償が増えている。
- ② 同様に元請の圧力が下請にシワ寄せされる結果「示談」による一括補償が増えている。
- ③ 立替開始後センターとしても期間や症状の回復に応じて就労指導などに心がけているので長期立替者が減少している。

立替中の労働者からは、日々相談がもちこまれる。部屋代の滞納、季節ごとの衣服、私病の治療費、帰省の費用等々についての申出である。

相談ケースであっても、同一傷病で何度も労災を請求したり脅迫的に「現認」させたりした者についてはセンターの自主的判断によって立替を断わっている。また補償費の高額なもの、休業の必要があいまいなまゝ長期化しているものについても、ケースワークの中で立替の区切りをつけるように指導している。

立替貸付金の回収については、種々の事情でこれが遅れる場合も多い。貸金台帳や出勤簿の未整備、休業証明の遅延や放置、紛失など、主に事業所側の事務処理の不首尾が原因である。

立替貸付事業にとって債権管理は何より重要であり、資金の効率的運用によって業務の正常な運営がはかられる。個人別及び全体の債権の増減、回収などはそのための重要な判断基準であり毎月その状況を明らかにしている。

以下は昭和59年度新規立替者の実態を表・グラフにしたものである。

労災休業補償給付立替貸付関係相談（件数）

月	新相 規談	継 続 相 談		そ の 他	計
		請求手続	立替差額		
4 月	87	383	343	302	1,115
5 月	147	337	298	381	1,163
6 月	118	398	341	349	1,202
7 月	132	423	352	401	1,308
8 月	150	414	363	388	1,315
9 月	121	422	373	381	1,297
10 月	112	398	361	345	1,216
11 月	150	425	369	522	1,466
12 月	122	447	485	551	1,605
1 月	85	432	439	478	1,434
2 月	84	445	422	457	1,408
3 月	86	420	395	518	1,419
計	1,394	4,940	4,541	5,073	15,948

労災休業補償給付立替貸付状況（人数）

月	新規立替 (人)	貸付打切 (人)	貸付人員 (人)	貸延日数
繰 越	111			
4 月	29	27	140	3,604
5 月	28	39	141	3,427
6 月	30	19	132	3,616
7 月	36	34	149	3,661
8 月	35	47	150	3,880
9 月	39	39	142	3,055
10 月	38	48	141	3,671
11 月	33	35	126	3,463
12 月	34	12	125	4,182
1 月	26	31	139	3,195
2 月	34	26	142	3,446
3 月	26	37	142	3,708
計	388	394		42,908

労災補償給付代理請求事務処理状況（件数）

月	療養（7号）	休業（8号）	障害（10号）	計
4月	11	221	17	249
5月	12	196	7	215
6月	13	208	19	240
7月	14	224	21	259
8月	12	218	28	258
9月	11	221	27	259
10月	9	216	21	246
11月	2	176	10	188
12月	2	170	2	174
1月	8	156	1	165
2月	4	164	2	170
3月	3	204	8	215
計	101	2,374	163	2,638

労災休業補償給付立替貸付状況

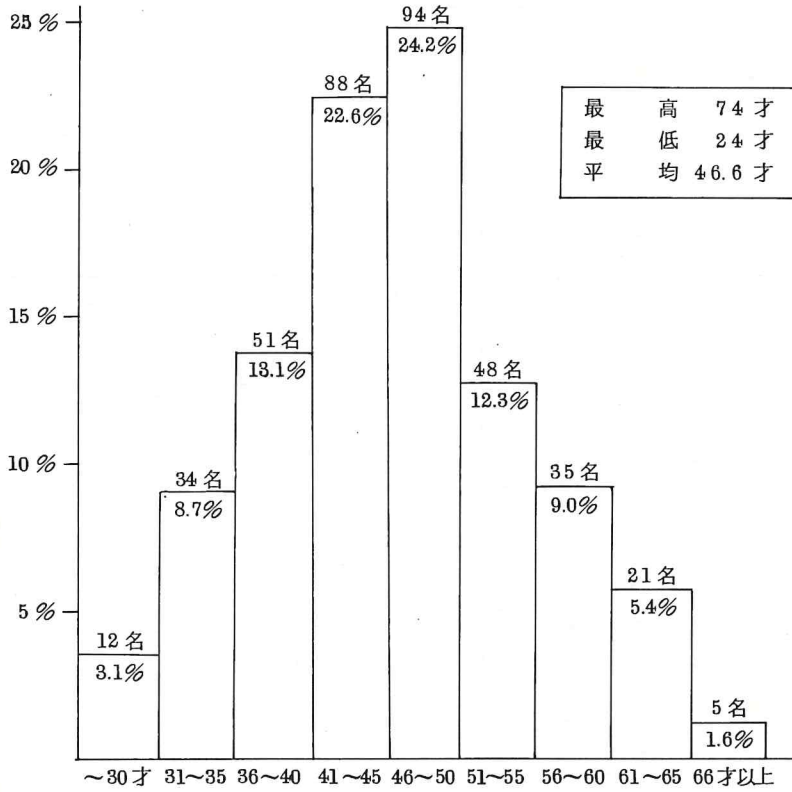
月	立替貸付		差額支払	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）
4月	1,910	12,994,562	102	8,753,365
5月	1,901	12,798,620	138	11,879,978
6月	2,166	13,089,000	121	8,910,649
7月	2,285	13,254,710	139	10,830,116
8月	1,498	14,579,600	142	11,110,925
9月	1,145	11,305,000	112	7,822,772
10月	1,391	13,982,150	145	10,202,664
11月	1,350	14,234,300	100	7,310,161
12月	1,499	16,684,300	172	13,097,360
1月	1,562	13,688,700	82	5,873,718
2月	1,678	14,557,350	126	8,625,105
3月	1,587	15,674,900	155	11,279,265
計	19,992	166,843,192	1,534	115,696,078

労災新規立替貸付者状況（昭和59年度）

年 度 %	新 規 立 替 者 数	年 齡 平均	現 在 扶 養 者	住 所		部 屋 代 日 払 月 極	雇 用 態 度		安 全 教 育 (有)	産 業 分 類				負 傷 現 場				負 傷 時 刻					負 傷 部 位					傷 病 名						
				西 成	そ の 他		日 雇	そ の 他		建 設	運 輸	製 造	そ の 他	大 阪 市 内	大 阪 府 下	近 畿 府 県	そ の 他	始 時	10 時	12 時	14 時	16 時	手 部	足 部	頭 部	腰 部	胸 部	そ の 他	挫 傷	切 創	打 撲	捻 挫	骨 折	そ の 他
59	388	46.6	16	357	31	1,057 18,030	210	178	18	346	13	22	7	105	94	147	42	108	101	53	82	44	136	151	25	27	29	20	60	26	41	39	201	21
%				92	8		54.1	45.9		89.1	3.4	5.6	1.9	27.0	24.2	37.8	11.0	27.8	26.0	13.6	21.3	11.3	35.1	38.9	6.2	7.2	7.5	5.1	15.5	6.7	10.6	10.0	51.8	5.4

賃 金 日 額			休 業 補 償 日 額			労 災 回 数 平均
最 高	最 低	平 均	最 高	最 低	平 均	
18,800	4,600	9,319	14,806	3,021	5,970	1.4

(年齢分布)

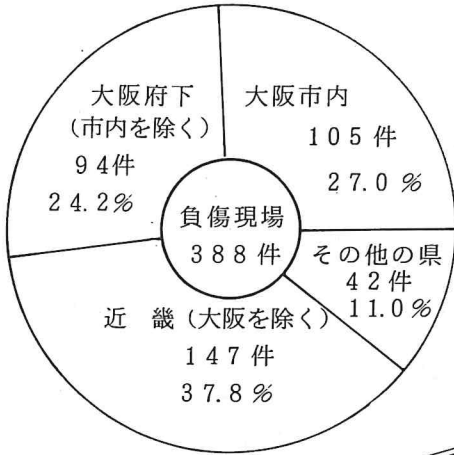


(部屋代分布)

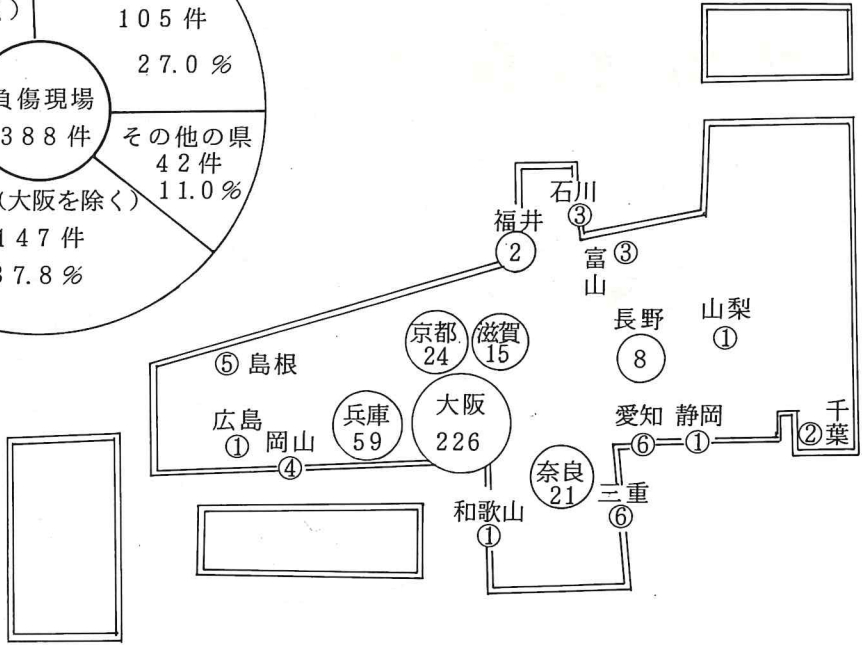
600円以下	601円	701円	801円	901円	1001円	1101円	1201円	1301円	1401円	1500円以上	25,001円以上
39名	21名	21名	21名	62名	18名	30名	22名	10名	26名	27名	12名
13.3%	7.0%	7.0%	7.0%	20.9%	6.0%	10.2%	7.5%	3.4%	8.6%	9.1%	15.5%
	700円	800円	900円	1000円	1100円	1200円	1300円	1400円	1500円		20,001円~25,000円
											15名
											19.9%
											15,001円~20,000円
											16名
											20.6%
											10,001円~15,000円
											26名
											33.7%
											6,000円~10,000円
											8名
											10.3%
簡易宿泊所										297名	月きめ
										76.5%	77名
											19.8%

[注] 他に 自宅 5名
入院中 9名

(負傷現場分布)



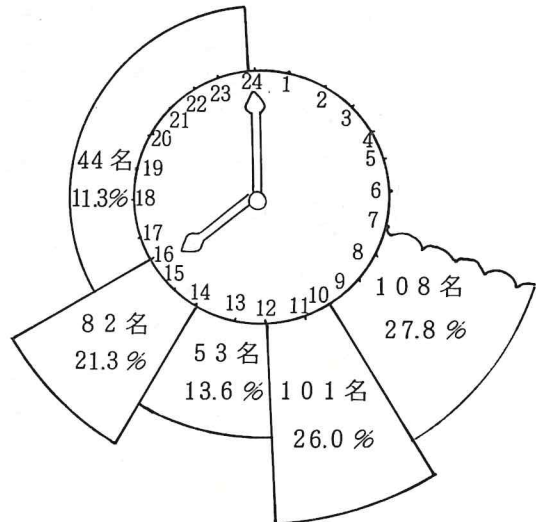
(管轄労働基準監督署所在分布)

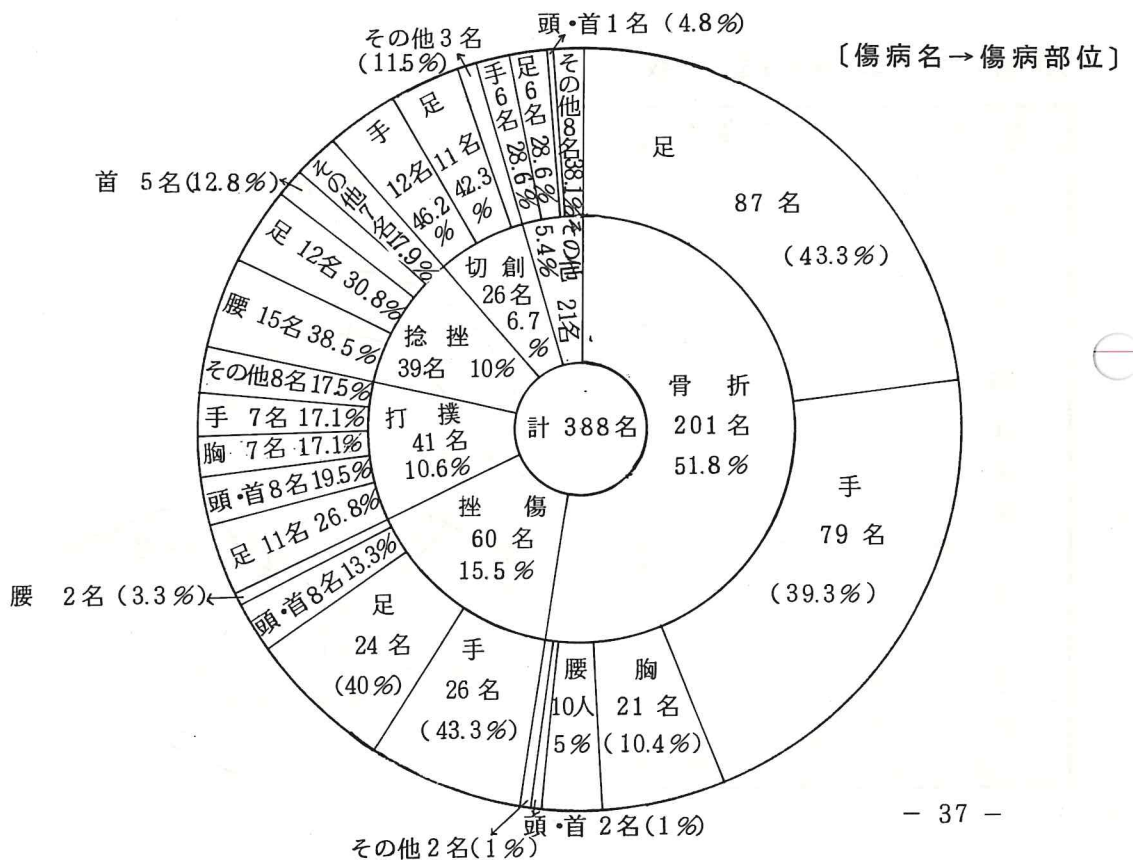
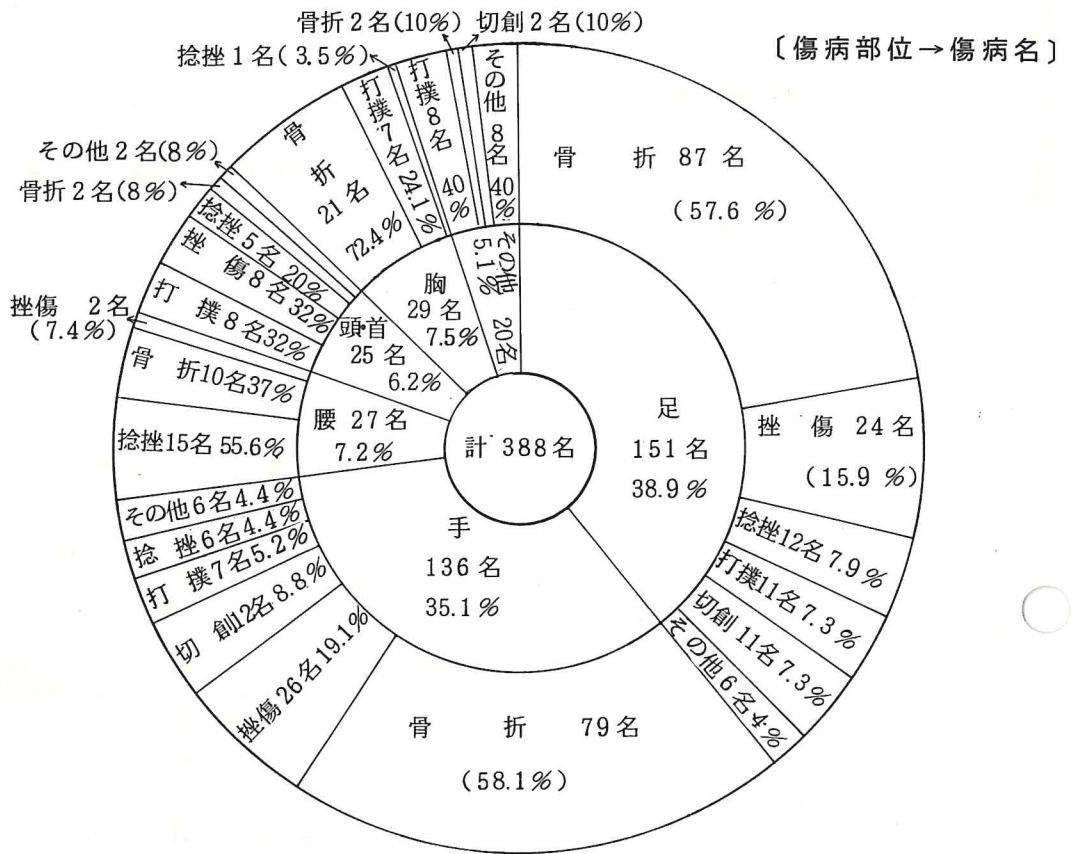


(大阪府下労働基準監督署別立替件数)

監督署名	対象数
大阪中央	16
阿倍野	39
天王寺	20
天満	16
大阪西	29
西野田	11
淀川	26
東大阪	18
岸和田	5
堺	14
羽曳野	8
守口	10
泉大津	3
茨木	11
合計	226

(負傷時刻)

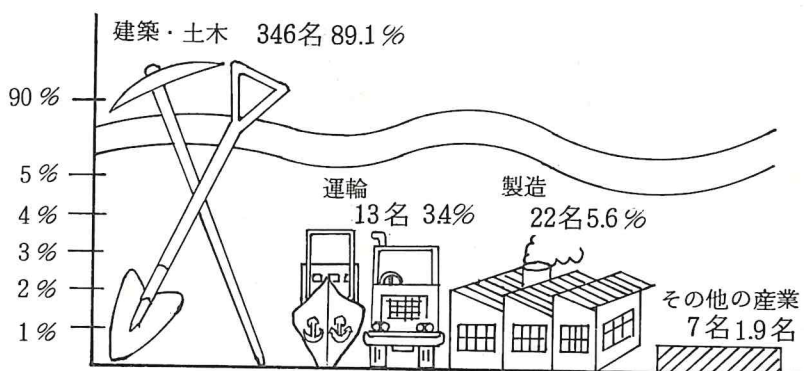




(職種別賃金内訳)

職 種	平 均	最 高	最 低	対 象(名)
建 土 雑 役	8,513	15,000	6,300	254
解 体 工	9,925	13,500	8,120	22
鳶 工	11,952	17,000	9,000	27
大 工	12,688	18,000	8,500	24
鉄 筋 工	10,190	11,200	9,000	10
溶 接 工	13,325	18,800	11,000	4
配 管 工	11,000	12,000	10,000	2
左 官 工	10,063	11,000	9,125	2
ハ ッ リ 工	8,500			1
塗 装 工	12,833	15,000	11,500	3
ブ ロ ッ ク 工	15,000			1
深 礎 工	19,078			1
運 転 手	10,000	13,000	9,000	6
研 磨 工	12,000			1
サンダー掛け	9,000			1
レンガ(工場内)	8,500			1
製 缶 工	10,500	13,500	9,000	5
会 社 雑 役	8,308	10,000	5,465	8
ビルメンテ(清掃)	6,550	8,500	4,600	2
引 越 手 伝	8,000			1
白アリ駆除	8,000			1
荷 役 梱 包	8,600	9,500	7,500	5
冷 蔵 庫 作 業	8,213	9,780	7,500	6
合 計	9,319	18,800	4,600	388

(業種・産業別内訳)



立替打切者状況

年 度	件 数	休業補償受給日数			受給延日数
		最高	最低	平均	
59	394	1,027	2	112.3	44,261

(負傷部位・傷病名・立替延・平均日数)

		挫 傷	打 撲	捻 挫	骨 折	切 創	その他	計	%
手 部	人数	28	8	7	85	9	8	145	36.8
	立替延日数	1,394	565	325	7,908	326	367	10,885	24.6
	立替平均日数	50	71	46	93	36	46	75	
足 部	人数	16	12	10	83	12	11	144	36.5
	立替延日数	1,114	503	992	10,954	452	2,808	16,823	38.0
	立替平均日数	70	42	99	132	38	255	117	
頭 首 部	人数	8	15	10			2	35	8.9
	立替延日数	880	3,021	1,903			638	6,442	14.6
	立替平均日数	156	201	190			319	184	
胸 部	人数		6		18			24	6.1
	立替延日数		197		4,024			4,221	9.5
	立替平均日数		33		224			176	
腰 部	人数	1	2	16	9			28	7.1
	立替延日数	31	496	3,453	791			4,771	10.8
	立替平均日数	31	248	216	88			170	
そ の 他	人数		7		3	2	6	18	4.6
	立替延日数		403		154	137	425	1,119	2.5
	立替平均日数		58		51	69	71	62	
計	人数	53	50	43	198	23	27	394	
	立替延日数	3,419	5,185	6,673	23,831	915	4,238	44,261	
	立替平均日数	65	104	155	120	40	157	112	
%	人数	13.5	12.7	10.9	50.3	5.8	6.8		
	立替延日数	7.7	11.7	15.1	53.8	2.1	9.6		